

国地契第141号
平成18年3月22日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「一般競争入札方式の実施について」等の一部改正について

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年11月18日付け政令第300号）が適用される建設工事の調達契約の基準額が改定されたことから、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）及び「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の一部を下記のように改正し、平成18年4月1日以降に締結される工事請負契約から適用することとしたので、通知する。

記

（一般競争入札方式の実施についての一部改正）

第1 「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）の一部を次のように改正する。

記1中「別に定める額」を「7億2千万円」に改める。

（一般競争入札方式の拡大についての一部改正）

第2 「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の一部を次のように改正する。

記1（1）中「7億3千万円」を「7億2千万円」に改める。

○一般競争入札方式の実施について（平成 6 年 6 月 2 1 日 建設省厚発第 2 6 0 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
1 対象工事 本手続の対象工事は、1 件につき予定価格が <u>7 億 2 千万円</u> 以上の工事とするものとする。	1 対象工事 本手続の対象工事は、1 件につき予定価格が <u>別に定める額</u> 以上の工事とするものとする。

○一般競争入札方式の拡大について（平成１７年１０月７日国地契発第８０号）新旧対照表

【下線部分は改正部分】

新	旧
記 １ 対象工事及び実施方針 （１） 本手続は、平成１７年度においては１件につき予定価格が３億円以上の工事に、平成１８年度中には予定価格が２億円以上の工事に適用する（予定価格が<u>７億２千万円</u>以上の工事を除く。）。 （２）（略）	記 １ 対象工事及び実施方針 （１） 本手続は、平成１７年度においては１件につき予定価格が３億円以上の工事に、平成１８年度中には予定価格が２億円以上の工事に適用する（予定価格が<u>７億３千万円</u>以上の工事を除く。）。 （２）（略）